

(庶ろー15-B)

平成24年7月20日

地方裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課専門官 若 井 啓 悟

押収物等取扱規程等の改正に伴う刑事裁判事務支援システム
の操作上の留意点について（事務連絡）

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律のうち、刑事訴訟法の改正部分が6月22日から施行されることに伴い、下記1の規程が制定され、同2の通達及び同3の事務連絡が発出されたところです。

ついては、標記の留意点を別添のとおり取りまとめましたので、貴庁管内の支部を含め、関係職員に周知するようお願い計らいください。

記

1 規程

平成24年最高裁判所規程第1号「押収物等取扱規程の一部を改正する規程」

2 通達

(1) 平成24年6月21日付け最高裁総三第000206号事務総長依命通達「「押収物等取扱規程の運用について」の一部改正について」

(2) 平成24年6月21日付け最高裁総三第000208号事務総長依命通達「「電子情報処理組織を用いた場合における押収物等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」

3 事務連絡

平成24年6月21日付け総務局第三課長事務連絡「「押収物等取扱規程等の改正の概要」の送付について」

押収物等取扱規程等の改正に伴う KEITAS 操作上の留意点

はじめに

本資料は、「押収物等取扱規程の運用について」（平成7年4月28日付け最高裁総三第24号事務総長依命通達、以下「押収物運用通達」という。）の一部改正を含む標記規程等の改正に伴う KEITAS 操作上の留意点をまとめたものです。

1 受入事務における留意点

押収物が電磁的記録に係る記録媒体である場合において、被差押人等と記録媒体の所有者、所持者又は保管者（以下、「所有者等」という。）とが異なるとき、押収物個別情報入力画面（ESO3）の「被差押人等（氏名等）」欄に被差押人及び記録媒体の所有者等の各氏名を、「被差押人等（住所等）」欄に被差押人及び記録媒体の所有者等の各住所を入力し、登録することになります。

ただし、各欄に入力できる文字数には制限があり（52文字まで）、それを超えて入力することはできませんので、「備考（総目録）欄」を活用して、記録媒体の所有者等の住所氏名を入力します。

次ページに押収物個別情報入力画面（ESO3）の入力例及び KEITAS から出力した押収物総目録の印刷イメージを示しますので、業務上の参考としてください。

<入力例：押収物個別情報入力画面（ES03）>

●符号： 1 ●管理状況：受入（未承認） ●管理不要： ☐ ●押収物種類： その他 ●受入日：

●品目： CD-RW（「捜1」のラベルが貼付されているもの）プラスチックケース入り ●数量： 1枚 ●受入承認日： ●受入承認者：

●被差押人等： （氏名等） 甲野次郎 （記録媒体の所有者等住所氏名） 埼玉県さいたま市・・・ （住所等）

●関係被告人：

●備置番号： ②「被差押人等」の「氏名等」欄へ被差押人氏名の後に「（記録媒体の所有者等住所氏名）備考欄記載のとおり」と入力します。

●二重押収あり：

●備考（総目録）： （記録媒体の所有者等住所氏名）東京都千代田区・・・東京地方検察庁

●行外保管： 保管者： （氏名等） （住所等）

①「備考（総目録）」欄へ記録媒体の所有者等の住所及び氏名を入力します。

<押収物総目録印刷イメージ>

符 号	品 目	受 入 年月日	主任 書記官印	押収物 主任官印	処分事由発生年月日 及び処分事由	主任書 記官印	備 考
	数 量	被 差 押 人 等 住 所 氏 名					
1	CD-RW（「捜1」のラベルが貼付されているもの）プラスチックケース入り	24.7.2		***			（記録媒体の所有者等住所氏名）東京都千代田区・・・東京地方検察庁
	1枚	埼玉県さいたま市・・・ 甲野次郎 （記録媒体の所有者等住所氏名）備考欄記載のとおり					①「備考（総目録）」欄に入力した内容が押収物総目録の備考欄に表示されます。

②「被差押人等」欄の「氏名等」欄へ被差押人氏名の後に「（記録媒体の所有者等住所氏名）備考欄記載のとおり」と入力すると押収物総目録の「被差押人等住所氏名欄」の被差押人氏名の後に表示されます。



注意

【「被差押人等」欄の「氏名」欄の文字数について】

押収物個別情報入力画面の「被差押人等」欄の「氏名等」欄には52文字入力できますが、押収物総目録に表示されるのはそのうち45文字までです。入力した内容がすべて総目録に表示されるとは限りませんので、必ず出力した帳票を確認してください。

なお、「押収物等取扱規程等の改正の概要」の送付について（平成24年6月21日付け最高裁総務局第三課長事務連絡）別添押収物総目録記載例符号2のとおり「被差押人等」欄の「氏名等」欄に、被差押人及び記録媒体の所有者等の各氏名並びに「（記録媒体の所有者等住所）備考欄記載のとおり」という文言を入力すると、多くの場合、表示できる文字数を超過します。

2 処分事務における留意点

(1) 電磁的記録に対する没収の裁判があった際の留意点

電磁的記録に対する没収の裁判があった場合、没収物引継書の作成の際、押収物関連印刷画面（ES07）の「備考欄2」欄に、電磁的記録が没収された旨を入力することで、没収物引継書の備考欄にその旨を表示することができます（押収物運用通達第6の3(1)参照）。

なお、押収物関連印刷画面（ES07）の「備考欄2」欄には、押収物個別情報入力画面（ES03）の「備考（総目録）」欄で入力された記録媒体の所有者等の情報が初期表示されますので、必要に応じて、編集してから、印刷してください（押収物関連印刷画面（ES07）で編集しても押収物個別情報入力画面（ES03）の入力内容に影響はありません。）。

● 押収物関連印刷画面（ES07）

ES07 押収物関連印刷画面 - Web ページダイアログ

●押収番号 X: 平成24年押第8号
●被告人氏: 荻野太郎
●事件番号: 平成24年(わ)第4号
●事件名: 電磁的記録不正作出
●担当部・係: 刑事第1部 A係
●書記官: 一ツ橋三郎02

●帳票選択: ☐ 押収物貼付用番号札 ☐ 押収物受領書
☐ 被害者 ☒ 被告人 ☐ 対象者

●押収物一覧:

印刷対象	符.2.品目	数量
☐	1 CD-RW (「捜1」のラベルが 1枚	

「備考欄2」に
電磁的記録が没収された旨
を入力します。

備考欄2
電磁的記録没収

すべて選択
すべて取消選択

注) 品目、数量、備考欄1、備考欄2は編集して印刷が可能です。
備考欄1は押収物貼付用番号札、備考欄2は押収物受領書又は没収物
引継書の各備考欄に編集内容が印刷されます。

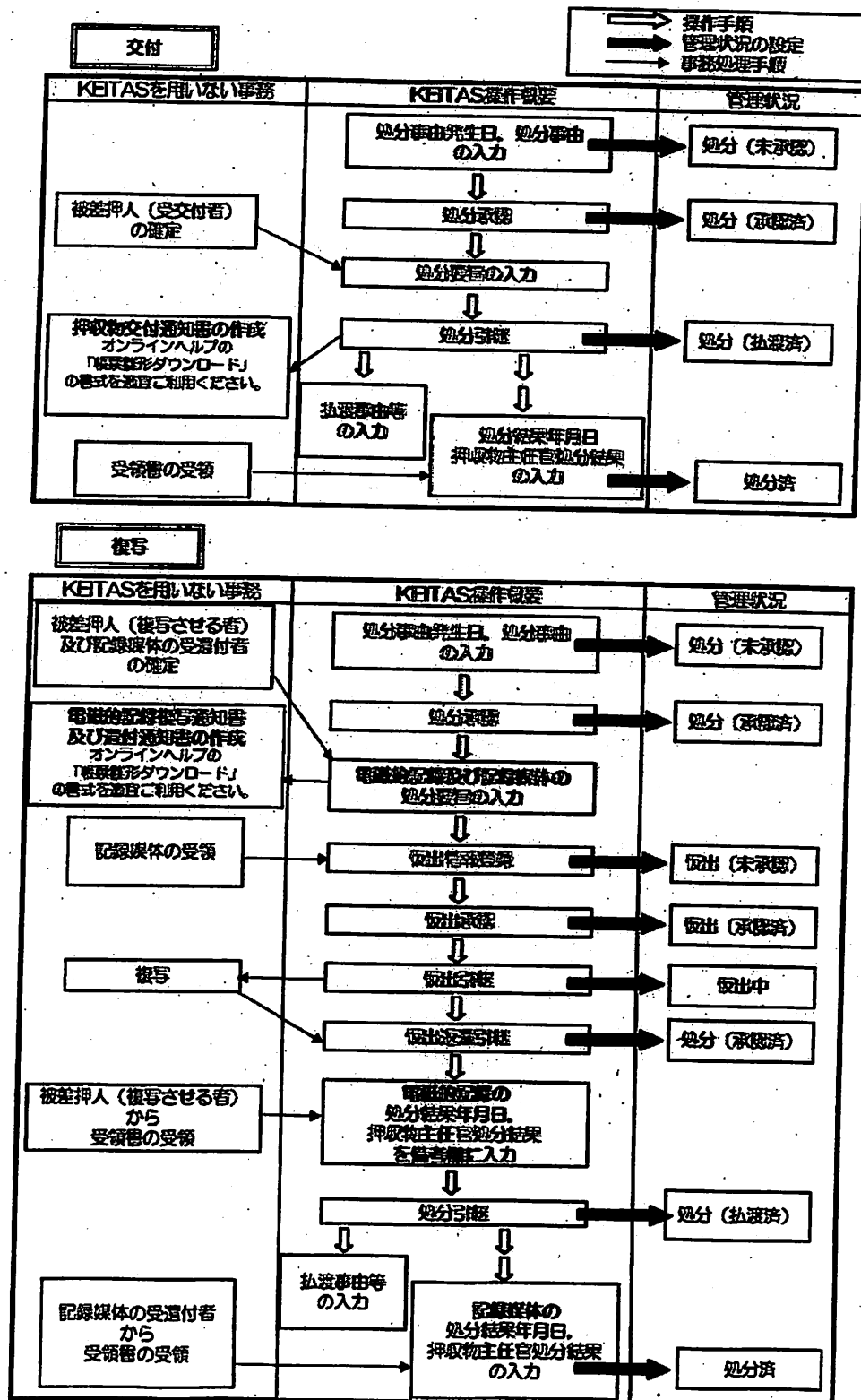
●作成年月日: H24/07/09 通 (押収物受領書、没収物引継書に反映)
●送付・引継先: 東京地方検察庁 (押収物受領書、没収物引継書に反映)
●没収の裁判確定日: H24/07/09 通 (没収物引継書に反映)

印刷プレビュー 印刷 閉じる

✓ 犯罪記録サイト | 保護モード: 無効

(2) 新たな処分事由（交付と複写）について

押収物を交付する場合及び電磁的記録の複写を許す場合のKEITASの操作の基本的な流れは以下のとおりです。



(3) 処分事由発生日及び処分事由を入力する際の留意点

押収物が電磁的記録に係る記録媒体である場合で、かつ、電磁的記録及び記録媒体のそれぞれに処分事由等が存在しており、処分事由発生日が同じ場合、押収物個別情報入力画面（ES03）における「処分事由情報」タブの「処分事由発生日」欄に電磁的記録の処分事由発生日を、「処分事由」欄に電磁的記録の処分事由並びに記録媒体の処分事由発生日及び処分事由をそれぞれ入力し、登録します。

●押収物個別情報入力画面（ES03）

The screenshot shows the 'ES03 Individual Information Input Screen (Web Page)' with the following fields and values:

- 押収番号: 平成24年特第12号
- 担当部・係: 刑事第1部 A係
- 書記官: 一ツ橋三郎02
- 事件番号: 平成24年(ワ)第4号
- 被告人等: 裁判太郎
- 事件名: 電磁的記録不正作出
- 符号: 1
- 管理状況: 保管中
- 管理不要: ☐
- 押収物種類 x: その他
- 受入日 x: H24/07/17
- 品目 x: CD-RW (「抜1」のラベルが貼付されているもの) プラスチックケース入り
- 数量 x: 1枚
- 受入承認日: H24/07/17
- 受入承認者: 一ツ橋三郎80
- 被差押人等: (氏名等) 甲野次郎 (住所等) 埼玉県さいたま市...
- 関係被告人: (住所等) 埼玉県さいたま市...
- 複製番号: (住所等) 埼玉県さいたま市...
- 二重押収あり: ☐ ●二重押収番号: (住所等) 埼玉県さいたま市...
- 備考(注目録): (記録媒体の所有者等) 東京都千代田区... 東京地方検察庁
- 行外保管: ●行外保管者: (氏名等) (住所等) 埼玉県さいたま市...
- 保管金引継済み: ☐
- 処分事由発生日: H24/07/17
- 処分事由: 注号(記録媒体につき) 24. 7. 17 還付(注346)
- 備考: (住所等) 埼玉県さいたま市...
- 処分事由一覧: 処分事由発生日 処分事由

A callout box points to the '処分事由' field with the text: 「処分事由」欄へ電磁的記録の処分事由に加えて、記録媒体の処分事由等も併せて入力します。

Buttons at the bottom include: 登録, 戻る, and a footer note: ✓ 電磁的記録入力モード: 登録

なお、複写の裁判が判決宣告前になされる等、電磁的記録と記録媒体の処分事由発生日が異なる場合、以下の手順で、電磁的記録の処分事由発生日、処分事由の入力、登録及び処分承認を先に行い、その後に記録媒体に関する処分事由発生日、処分事由を新たに入力し、登録します。

<手順>

- ① 「処分事由発生日」欄及び「処分事由」欄に電磁的記録の処分事由発生日、処分事由（「複写」）を入力し、登録
- ② 処分承認
 - 管理状況が「処分（承認済）」に変わります。
 - 「処分事由発生日」欄及び「処分事由」欄は空欄となり、①で入力した内容は、処分事由一覧に表示されます。
- ③ 「処分事由発生日」欄及び「処分事由」欄に記録媒体の処分事由発生日、処分事由（「（記録媒体につき）還付」）を新たに入力し、登録
 - 管理状況が「処分（未承認）」に変わります。
- ④ 処分承認

●押収物個別情報入力画面（ES03）

ES03 押収物個別情報入力画面 - Webバージョンダイアログ

●押収番号： 平成24年押第11号 ●事件番号： 平成24年（わ）第54号

●担当部・係： 刑事第1部 A係

●書記官：

●符号： 1 ●管理状況： 処分（未承認）

●品目 x： CD-RW（「複写」のラベルが貼付されているもの）プラス

●被差押人等： （氏名等） 甲野太郎（記録媒体の所有者等） ●受入承認日： H24/07/10 ●受入承認者： 一ツ橋三郎 80

●関係被害者：

●捜査番号： 平成23年千地検第1232号符号2 （住所等） 埼玉県さいたま市...

●二重押収あり： ☐ ●二重押収番号：

●備考（註目録）： （記録媒体の所有者等住所氏名） 東京都千代田区... 東京都庁

●行外保管： ☐ ●行外保管者： （氏名等）

●保管金引当済み： ☐

注）3つ以上の事件で押収されている場合は、各押収番号をわかりやすく区別して入力してください。

記録媒体に関する処分事由発生日、処分事由を新たに入力し、登録すると、「処分（未承認）」へ変わります（上記③）。

記録媒体の処分事由発生日、処分事由を新たに入力します（上記③）。

●処分事由発生日： H24/07/17

●処分事由： （記録媒体につき）還付

●備考：

●処分事由一覧：

処分事由...	1. 処分事由	処分承認日	処分承認者	備考
H24/07/13	複写	H24/07/17	一ツ橋三...	

電磁的記録の処分事由発生日、処分事由を入力し、登録した上、処分承認を行うと入力した内容が処分事由一覧に表示されます（上記①、②）。

(4) 処分要旨の入力をする際の留意点

押収物が電磁的記録に係る記録媒体である場合で、かつ、電磁的記録及び記録媒体のそれぞれに処分要旨が存在している場合、以下のいずれかの方法で入力します。

ア 電磁的記録と記録媒体の処分要旨年月日が同じ場合

押収物個別情報入力画面（ES03）における「押収物主任官処分情報」タブの「処分要旨」欄に電磁的記録の処分要旨、記録媒体の処分要旨年月日と処分要旨をいずれも入力し、登録します。

●押収物個別情報入力画面（ES03）

ES03 押収物個別情報入力画面 - Web ページダイアログ

●押収番号: 平成24年押第12号
 ●担当部・係: 刑事第1部 A係
 ●書記官: 一ツ橋三郎02

●事件番号: 平成24年(ワ)第4号
 ●被告人等: 森村太郎
 ●事件名: 電磁的記録不正作出

●符号: 1 ●管理状況: 処分(承認済) ●管理不要: ☐ ●押収物種類: 其他 ●受入日: H24/07/17
 ●品目: CD-RW(「抜1」のラベルが貼付されているもの) プラスチックケース入り ●数量: 1枚 ●受入承認日: H24/07/17 ●受入承認者: 一ツ橋三郎80

●被差押人等: (氏名等) 甲野次郎 (住所等) 埼玉県さいたま市・・・
 ●関係被告人:
 ●補償番号:
 ●二重押収あり: ☐ ●二重押収番号:

注) ③以上の事件で押収されている場合は、各押収番号をカンマ区切りで入力してください。

●備考(総目録): (記録媒体の所有者等) 東京都千代田区・・・ 東京地方検察庁
 ●庁外保管: ●庁外保管者: (氏名等) (住所等)
 ●保管金引当済み: ☐

押収物主任官処分情報

●処分要旨年月日: H24/07/17
 ●処分要旨: 被差押人埼玉県さいたま市・・・ 甲野次郎に捜査(記録媒体につき)24.7.17所有者東京都千代田区・・・ 東京地方検察庁に運付
 ●処分結果年月日:
 ●押収物主任官処分結果:
 ●登録日: 「処分要旨」欄へ電磁的記録の処分要旨、記録媒体の処分要旨年月日と処分要旨を入力し、登録します。
 ●備考:

登録 閉じる

✓ 信頼性サイト | 保護モード: 無効

なお、「処分要旨年月日」欄には、承認済みの処分事由発生日(「処分事由情報」タブにおける「処分事由一覧」の「処分事由年月日」)が表示されます。

イ 複写の裁判が判決宣告前になされる等電磁的記録と記録媒体の処分要旨年月日が異なる場合

① 複写の裁判が判決宣告前になされた場合、電磁的記録の処分要旨を入力する際、「処分要旨」欄に電磁的記録の処分要旨年月日、処分要旨を入力し、登録します（「処分要旨年月日」欄には最も新しい処分事由発生日が表示されるため）。

② その後、記録媒体の処分事由が発生して、記録媒体の処分要旨を入力する際、「押収物主任官処分情報」タブを開くと、「処分要旨年月日」欄には処分承認済みの記録媒体の処分事由発生日が、「処分要旨」欄には上記①で入力した内容が表示されます。そこで、「処分要旨」欄へ記録媒体の処分要旨を追加入力し、登録します。

●押収物個別情報入力画面（ESO3）

ES03 押収物個別情報入力画面 - Web ページタイプ

押収物個別情報入力画面

●押収番号：平成24年刑第11号
●担当部・係：刑事第1部 A係
●書記官：
●事件番号：平成24年（ワ）第58号
●被告人等：裁判太郎
●事件名：電磁的記録不正作出
●符号：1 ●管理状況：処分（承認済） ●管理不要： ●押収物種類：X: その他 ●受入日：124/07/02
●品目：CD-RW（「録1」のラベルが貼付されているもの）プラスチックケース入り ●数量：1枚
●受入承認日：124/07/10 ●受入承認者：一ツ橋三郎B0
●被害者等：(氏名等) 甲野太郎 (記録媒体の所有者等) (住所等) 埼玉県さいたま市・・・
●関係被告人：
●検察官等：平成24年7月13日検察官12345678
●記録媒体の処分承認を行うと、記録媒体の処分事由発生日が表示されます（編集はできません）。
●保管会等：
●処分要旨年月日：124/07/17
●処分要旨：24. 7. 13 被害者人埼玉県さいたま市・・・甲野太郎に被害 (記録媒体につき) 所有者東京都千代田区・・・東京地方検察庁に送付
●処分結果年月日：
●押収物主任官処分結果
①電磁的記録の処分要旨年月日、処分要旨を入力し、登録します。
②記録媒体の受還付者が確定した段階で記録媒体の処分要旨を追加入力し、登録します。

※ 押収物主任官処分結果等の入力については、次ページを参照してください。

(5) 処分結果年月日及び押収物主任官処分結果を入力する際の留意点

押収物が電磁的記録に係る記録媒体である場合で、かつ、電磁的記録及び記録媒体のそれぞれについて処分結果が存在している場合、「処分結果年月日」欄及び「押収物主任官処分結果」欄には、記録媒体又は電磁的記録で処分結果年月日が遅い方の処分結果年月日、処分結果を入力・登録し、処分結果年月日が早い方の処分結果年月日、処分結果は「備考」欄に入力・登録します。

●押収物個別情報入力画面 (ES03)

ES03 押収物個別情報入力画面 (ES03) ページダイアログ

●押収番号: 平成24年押第12号
 ●担当部・係: 刑事第1部 A係
 ●書記官: 一ツ橋三郎02
 ●事件番号: 平成24年(ワ)第4号
 ●被告人等: 裁判太郎
 ●事件名: 電磁的記録不正作出
 ●符号: 1 ●管理状況: 処分(承認済) ●管理不要: ☐ ●押収物種類: その他 ●受入日: 12/4/17
 ●品目: CD-RW(「数1」のラベルが貼付されているもの) プラスチックケース入り ●数量: 1枚 ●受入承認日: 12/4/17 ●受入承認者: 一ツ橋三郎02
 ●検査官氏名: (氏名等) 甲野太郎 (住所等) 埼玉県さいたま市...

「処分結果年月日」欄及び「押収物主任官処分結果」欄へ記録媒体又は電磁的記録で処分結果年月日が遅い方の処分結果等を入力し、登録します。

「備考」欄へ処分結果年月日が早い方の処分結果等を入力し、登録します。

●処分結果年月日: 12/4/17
 ●処分結果: 押収物人埼玉県さいたま市... 甲野太郎に返す (犯罪経緯につき) 24. 7. 17
 ●処分結果年月日: 12/4/18
 ●押収物主任官処分結果: 記録媒体交付済み
 ●備考: 押収物主任官処分結果: 電磁的記録については24. 7. 17領受交付済み

登録 閉じる

✓ 記録済みサイト | 検索モード: 無効

注意

【押収物主任官処分結果等の入力と管理状況について】

「処分結果年月日」欄、「押収物主任官処分結果」欄の入力をした上、登録をすると、当該押収物の管理状況が「処分済」になってしまい、新たな処分事由や処分要旨等の入力や引継等ができなくなってしまうので、注意してください。

もし、間違えて登録したために管理状況が「処分済」となり、後の入力等ができない状態になった場合は、ユーザサポートまで御連絡ください。